

## 野田市公私連携保育法人評価項目表

評価項目	評価の観点	配点	評価方法
保育方針	・国の指針及び野田市こども計画を踏まえ、園児の心身の発達に配慮した考え方が示されているか。	10	国の指針及び野田市こども計画を踏まえ、園児の心身の発達に配慮した考え方が示されている場合には6点とする。
	・保育の質向上に向け、具体的な取組みが示されているか。	10	保育の質向上に向け、具体的な取組みが示されている場合には6点とする。
児童の健康管理	・医療機関等との連携を含めた、児童の健康管理のための適切な方策等が講じられているか。	適格要件	定期健康診断を実施し、健康状態について、医療機関等に相談や連携ができる体制が整備されている等、児童の健康管理について適切な方策等が講じられていない場合には失格とする。
児童虐待対応	・児童虐待の兆候発見時の対応等について適切な方策等が講じられているか。	適格要件	児童虐待の兆候発見時の対応等について、適切な方策等が講じられていない場合には失格とする。
法人の運営実績及び財務状況	・保育所業務について、同種（類似）業務の実績は妥当であり、施設管理に関する知識を有しているか。	5	保育所業務について、同種（類似）業務の実績があり、施設管理に関する知識を有している場合には3点とする。
	・経営基盤が安定しており、事業計画に沿った運営を行う能力を有しているか。	10	経常損益等がプラスであるなど経営基盤が安定しており、当面の事業継続に懸念がないと判断できる場合には6点とする。
職員配置等	・職員の経験年数を考慮し、バランスの取れた配置となっているか。	10	職員配置（職員の構成、職員の保有する資格、職員の経験年数、職員に求める資質等）に偏りがなく、バランスの取れた職員配置となっている場合には6点とする。なお、保育士の構成等が極めて優れている場合は加点する。

評価項目	評価の観点	配点	評価方法
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の採用及び人材育成について、明確な考え方はあるか。</li> <li>・職員の有給休暇取得促進や仕事と育児の両立支援のための具体的な方策等が講じられているか。</li> <li>・職員相談窓口の設置やメンタルヘルス対策のための具体的な方策等が講じられているか。</li> </ul>	10	処遇の充実、士気高揚策を講じ、職員が長期に渡り安心して就労できるための具体的な方策が講じられている場合には6点とする。
園舎の建替え	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建替え後の園舎について、保育を行う上での機能性やデザイン等が魅力的なものとなっているか。</li> </ul>	10	建替え後の園舎について、保育を行う上での機能性やデザイン等に問題ない場合には6点とする。
市及び保護者との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者と円滑に交流やコミュニケーションを図る体制が整っているか。</li> <li>・市と円滑にコミュニケーションを図り、適切に連携する体制が整っているか。</li> </ul>	10	三者協議会などにより、保護者及び市と適切に連携する体制が整っている場合には6点とする。
給食（おやつ）の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給食やおやつの提供に当たり、栄養管理、食材の選択、食物アレルギー対応について、適切な方策等が講じられているか。</li> <li>・食育への取組みについて、具体的な方策等が講じられているか。</li> </ul>	5	アレルギーのある児童への対応や給食（おやつ）の提供に当たり、栄養管理や食材の選択のための適切な方策等が講じられている場合には3点とし、食育への取組について具体的な方策等が講じられている場合には加点する。
要配慮児童に対する保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい児等配慮が必要な児童の受け入れ体制について、適切な方策等が講じられているか。</li> </ul>	5	障がい児等配慮が必要な児童の受け入れ体制について、適切な方策等が講じられている場合には3点とする。
地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野田市民の雇用が計画されているか。</li> <li>・物品及び役務の調達に当たり、野田市内の事業者への発注が配慮されているか。</li> </ul>	5	職員配置計画における野田市民の雇用割合が6割以上である場合には3点とし、野田市民の雇用割合が8割以上である場合や市内業者への発注が配慮されている場合には加点する。

評価項目	評価の観点	配点	評価方法
緊急時の危機管理体制	・地域との関わり方、子育て家庭との関わり方について、適切な方策等が講じられているか。	5	育児相談、園庭開放及び保護者支援への取組み等、地域や家庭との信頼関係を重視した方策等が講じられている場合には3点とする。
	・防災、防犯対策が講じられているか。	5	緊急時対応マニュアルに基づき訓練の実施等、防災・防犯対策のための具体的な方策等が講じられている場合には3点とする。
	・児童のけがや病気に対する安全対策及び衛生管理のための具体的な方策等が講じられているか。	5	児童のけがや病気が発生した場合の安全対策及び児童の健康に配慮した衛生管理のための方策等が講じられている場合には3点とする。
	・要望及び苦情を解決するための具体的な方策等が講じられているか。	5	要望及び苦情解決のための体制が整備されている場合には3点とする。
個人情報保護	・個人情報の適切な保護のための具体的な方策等が講じられているか。	適格要件	個人情報保護マニュアルに基づく個人情報の適切な保護が図られる体制となっていない場合には失格とする。
その他市にアピールできる提案	・その他、保育事業の実施における事業者から市へのアピール	10	市へのアピールされた提案が評価できる場合は、配点の範囲内で評価する。
合計点		120	

#### 評価点（その他市にアピールできる提案に関する事項を除く）

区分	評価基準	得点	
A	特に優れている	10点	5点
B	優れている	7～9点	4点
C	標準的である	5～6点	3点
D	やや劣っている	3～4点	2点
E	劣っている	1～2点	1点